

○厚生労働省告示第二百二十七号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の第五項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次の表のように改正する。

平成三十年五月十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>欧州地域 アイスランド アイルランド アンドラ ウズベキスタン 英国 エストニア オーストリア キプロス キルギス ジョージア スイス スペイン スロベニア タジキスタン デンマーク ドイ ツ トルクメニスタン ノルウェー ハンガリー フィンランド フランス(ヴァンデ県、サルト県、ジエール県、ドゥー・セーブル 県、ノール県、フィニステール県、メーヌ・エ・ロワール県、モル ビアン県、ランド県、ロット・エ・ガロンヌ県及びロワール・アト ランティック県を除く。) ベラルーシ ベルギー ポーランド ポルトガル マルタ モルドバ ラトビア リトアニア リヒテン シュタイン</p>	<p>欧州地域 アイスランド アイルランド アンドラ ウズベキスタン 英国 エストニア オーストリア キプロス キルギス ジョージア スイス <u>スウェーデン</u> <u>スペイン</u> スロベニア タジキスタン デ ンマーク <u>ドイツ</u>(<u>ニーダーザクセン州を除く。</u>) トルクメニス タン ノルウェー ハンガリー フィンランド フランス(ヴァン デ県、サルト県、ジエール県、ドゥー・セーブル県、ノール県、フ イニステール県、メーヌ・エ・ロワール県、モルビアン県、ランド 県、ロット・エ・ガロンヌ県及びロワール・アトランティック県を 除く。) <u>ベラルーシ</u> <u>ベルギー</u> <u>ポーランド</u> ポルトガル マル タ モルドバ ラトビア リトアニア リヒテンシュタイン</p>